

地方消費税収の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、また令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

南越前町の令和6年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障関連経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	130,909 千円
【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費	1,967,860 千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】

単位：千円

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	399,739	281,020			12,200	106,519
	高齢者福祉事業	94,721	5,663		10,155	8,108	70,795
	児童福祉事業	735,761	254,509		35,799	45,775	399,678
	母子福祉事業	4,983	2,422			263	2,298
	小計	1,235,204	543,614	0	45,954	66,346	579,290
社会保険	介護保険事業	175,076	5,910		25,592	14,754	128,820
	国民健康保険事業	47,089	30,834			1,670	14,585
	介護保険施設運営事業	72,401				7,440	64,961
	小計	294,566	36,744	0	25,592	23,864	208,366
保健衛生	高齢者医療事業	164,776	25,048			14,359	125,369
	疾病予防対策事業	77,761	1,060		1,045	7,775	67,881
	母子保健事業	32,603	14,888			1,820	15,895
	診療所運営事業	162,950				16,745	146,205
	小計	438,090	40,996	0	1,045	40,699	355,350
合計	1,967,860	621,354	0	72,591	130,909	1,143,006	